



ビジネスサポートながの

Business Support Nagano No.352

12
December
2016



[経営者シリーズ]
トップかく語りき

鈴木土地株式会社
代表取締役社長

鈴木 隆治氏
Ryuji Suzuki



鈴木土地株式会社
長野市中御所1-16-13 天馬ビル6F
TEL.026-223-2830
FAX.026-223-2832
創業 天保2(1831)年8月
資本金 1,000万円
事業内容 総合不動産業

とにかく続けていくことが大事。

「ずっと“鈴木のほんほん”と言われてきました。初めは嫌だったけど、事実だし今ではそう呼ばれるのも悪くないと思っているんですよ」

かつて豪農から商売の世界に入り、大地主として長野の街の発展に携わってきた鈴木家。鈴木土地の創業は天保2(1831年)に遡り、現在は総合不動産業者として長野の街づくりに関わる。

鈴木隆治さん(49)はその家系の長男として生まれた。小学生の頃から「早稲田を出て弁護士に」と期待され、長野高校では応援団で鳴らすも、早稲田受験は不合格。立教でバブルまつただ中の大学時代を過ごす。

「音楽が大好きでコンサートスタッフのアルバイトをしていました。尾崎豊、マイケル・ジャクソンなどライブは沢山見ましたよ。今も、地元のライブハウ

スに行って若者の中で中年1人盛り上がっています(笑)」

就職は「競争のない世界に行きたい」と長野県庁へ。「当時は正に売り手市場。まわりからは変わり者と言われました(苦笑)。でも公務員も出世競争とは無縁ではなく、とても勉強になりました」

1998年には長野冬季五輪組織委員会(NAOC)に出向。鈴木家のルーツの地、セントラルスクエアでの表彰式運営に携わった。

その後、家業に入り宅地建物取引士資格を取得。不動産ビジネスに邁進する一方、長野青年会議所、長野法人会、長野都市経営研究所などの活動にも積極的に参加しネットワークを広げる。「宅建業者としてより一市民として街に積極的にコミットすることで情報が集まり、街を盛り上げるアイ

デアも生まれるんです」

毎年冬に行われる「長野灯明まつり」、牛に引かれて善光寺まで着物姿で歩く「花遊歩(信州着物デー)」など自ら発案したイベントは回を重ね地元に定着したものも少なくない。

「音楽は好きだけどそれに固執することなく、長野には仏都ならではの良さがあるので違う切り口の盛り上げ方があると思う。長野ならではの面白さを発信したい。大事なことは、とにかく続けていくこと。そのために知恵をしきり汗をかき、いろいろな人と交流を続けていきたい。それがまた鈴木家の新しい伝統になっていけばと思っています」

かつては街の経済・文化を支えた旦那衆。185年受け継ぐその血と心意気は、鈴木さんの中にも脈々と流れている。

回覧

長野法人会NEWS⑫月の法人会事業

産業フェアin善光寺平2016

～過去最多の103企業・団体・学術機関が出展し170ブースが設置されました～

本年第11回目を数える産業フェアは10月28日(金)・29日(土)、長野市ビッグハットにて開催されました。今回のテーマは「健康・高齢化社会を支えるモノづくり」であり、各ブースには多くの関連製品が展示されました。来場者数は、2日間合わせて、13,252名でした。

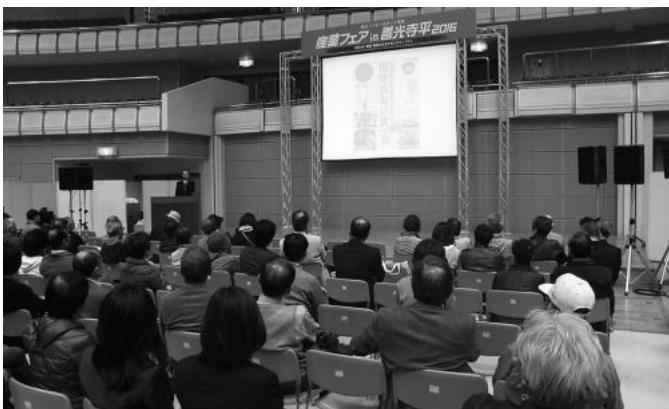
来年は2017年10月20日(金)・21日(土)に開催予定です。



会場全体の様子



食品関連のブースも賑わいを見せました



様々なプレゼンや講演会も行われました

法人会全国大会 長崎大会が開催されました

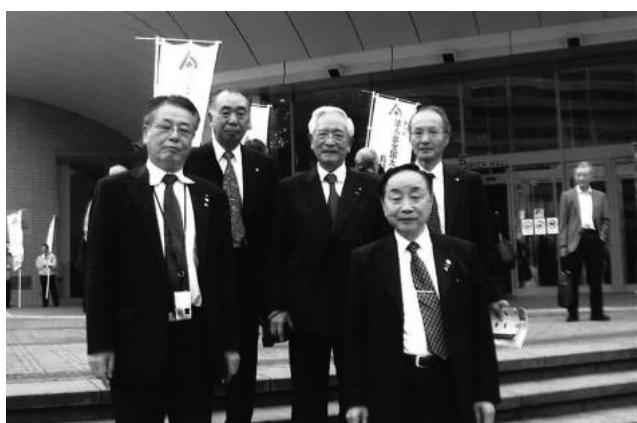
毎年10月に開催される法人会全国大会が今年は長崎であり、式典と記念講演会が行われ、全国各地より約1,900名の会員が参加し、盛大に開催されました。

記念講演会

**テーマ 地方が生き残るために
～長崎 その歴史 その魅力 その未来～**

講 師 長崎総合科学大学教授、グラバー園名誉園長、長崎国際文化協会顧問
ブライアン・パークガフニ氏

なお、記念式典において、長野県法人会連合会は組織表彰を受賞しました。



長野法人会からは5名が参加しました



長野県と県内市町村からのお知らせ

平成30年度から、原則全ての事業主に従業員の個人住民税を特別徴収していただきます！

◆従業員の個人住民税は、市町村から納税通知書の送付を受けた従業員がそれぞれ納税する方法【普通徴収】又は事業主が特別徴収義務者として、従業員の給与から差し引き、従業員に代わって納税する方法【特別徴収】のいずれかにより、納税されています。

◆しかし、地方税法では、従業員の納税の便宜を図るため、「特別徴収」の方法によることが原則とされていますので、所得税の源泉徴収義務のある全ての事業主は、従業員の個人住民税について特別徴収を行っていただく必要があります。

◆長野県と県内全77市町村は、特別徴収の方法による個人住民税の納税を徹底するため、当面、例外的に普通徴収を認める全県統一要件を設けつつ、原則、全ての事業主を対象に、従業員の個人住民税を平成30年6月の給与から毎月差し引き、納税いただく取組を全県一斉に実施します。

◆現在、特別徴収を行っていない事業主は、特別徴収の実施準備をお願いします。

【お問い合わせ先】県庁市町村課(026-235-7068)又は最寄りの市町村住民税担当課

税務署からのお知らせ

申告書や申請書等にはマイナンバーの記載が必要です!!



国税分野におけるポイント 税務関係書類（申告書・申請書など）にマイナンバーを記載してください

►マイナンバーの記載が必要となる時期（例）

記載対象		一般的な場合の提出時期
所得税	平成28年分以降の申告書	(平成28年分の場合)⇒平成29年2月16日から3月15日まで
贈与税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書	(平成28年分の場合)⇒平成29年2月1日から3月15日まで
消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書	(平成28年分の場合)⇒平成29年3月31日まで
相続税	平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書	(平成28年1月1日に相続があったことを知った場合)⇒平成28年11月1日まで
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書	(例) 平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書⇒平成29年1月31日まで
申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出するマイナンバーの記載が必要となる申請書等	各税法に規定する提出時期

国税に関する
マイナンバー制度の最新情報

国税庁ホームページのトップページ上段の

社会保障・税番号制度「マイナンバー」
申告書等にマイナンバーの記載が必要になります。



をクリック

ヒト・モノ・カネ

経営の三要素を学ぶ

■ヒト

失敗から成長へ

人材・社員の育成の仕方、社内コミュニケーションの取り方

従業員が失敗したときに、「だから、お前はダメなんだ」などと頭から怒鳴りつけても、得るものは何もありません。むしろ、ここは人材育成のチャンスと見て対処することが望ましいと思います。

例えば、ある従業員が、保管温度を間違えて商品をダメにしてしまったとします。このとき、言い訳ばかりしている従業員をいたずらに責めることなく、思いやりの心で、静かに、粘り強く話し合いながら、自分が保管温度を間違えて商品をダメにしてしまったのだと受け止められるように導きます。ここがもっとも難しいところであり、一番の鍵だといえるでしょう。

次に、本人が保管温度を間違えたのは何故なのかを、本人と共同して検討します。商品知識が無かったのか、商品を間違えたのか、他のことに気を取られていたのか、明らかになるまで、静かに話し合います。

今回は、本人に商品知識が無かったのだとします。そのまま放置しておけば、また同じ間違いを犯す可能性があります。商品知識を身につければ、同じ失敗は繰り返さないでしょう。

そこで商品知識の勉強をするように勧め、本人が勉強のモチベーションを高めるように導きたいと思います。

従業員が実際に商品知識を勉強しなおせば、こののち同じ失敗を繰り返すことは無くなるでしょう。そして、他の商品の知識にも目を向けるようになると思います。

失敗した従業員をここまで導くのは、容易ではありません。だからこそ、この取り組みをした指導者は、その従業員からばかりでなく、周囲からも、深い信頼を寄せられるようになることでしょう。



経営コンサルタント

浪 宏友 氏

■モノ

その21 値段のことしか言わない 見込み客の攻略法

「モノ」を売る・売上を伸ばすノウハウ

最初から価格のことばかりを言う見込み客にあたったことはありませんか。できることならば、値段ではなく、中身を見てくれるお客様とだけ付き合いたいものです。しかしながら、商品によっては、最初から値段の問い合わせや見積りから関係がスタートしてしまうことが避けられないことがあると思います。

では、そんなときには、どういった方法をとればいいのか考えてみたいと思います。

【方法1】顧客教育の場を作る(受注までのプロセスにひと手間加える)

値段のことしか言わないので、本来の価値が伝わっていないためと推察されますので、これを伝える場を用意する必要があります。この場を使って、価格に対して提供価値が上回るという期待感を抱いてもらう必要があります。具体的な方法としては、最初の入り口を相談会やセミナーなどに変更することを考えます。

【方法2】まずは値幅だけを伝える

上記の顧客教育のプロセスを追加できない商品やサービスもあると思います。そんなときは、まずは値幅だけを伝えるということをやってみてください。これは、見積りを提出する際、「○万円～○万円になりますが、詳細は別途お打ち合わせが必要です」という形に持ち込みます。現実問題としても、正当な価格を決定するために詳細な見積りは必要だと思いますので、理にかなった方法になります。そして、別途の打合せで本来価値を伝えた上で、事前に宣言しておいた値幅のどこかに価格を決めます。

なお、紙面の都合で書ききれなかった方法が他にあと2つありますので、ご興味のある方は弊社ホームページからご確認ください。

ロクシキ経営株式会社
代表取締役

中村 康弘 氏

■カネ

保険金を分割で受け取る効果

「カネ」の流れ・資金繰り改善のポイント

保険金を分割で受け取る年金受取方式が注目されています。年金受取は年度末に役員に万一の場合の退職金支給に思わぬ効果があります。

役員退職金の支給は株主総会の決議が必要で、その退職金を損金算入できるのは原則として株主総会決議により支給額が確定した時点です。

一方死亡保険金の益金算入時期については、通達などの明文化された規定はありませんので、死亡時点での益金計上を求められる可能性もあります。

例えば3月末決算の会社で3月中に社長が亡くなり、保険金請求が翌期で、かつ社長に対する退職金支給についての株主総会決議も翌期になるにもかかわらず、保険金の益金計上だけは当期でせざるを得ないというズレが生じる場合です。

具体的には、会社契約の1億円の死亡保険金を3月末に一括で受け取り、そのうち8,000万円を死亡退職金として支給したいとしたところ、会社の不手際から手続きが間に合わず、1億円は当期の益金に、死亡退職金は翌年度の損金にと会社にとって極めて不都合な事態になった場合です。3,000万円超の法人税等を支払うことになり、翌年の株主総会で8,000万円の支給決議がなされても一時的に退職金の財源が不足することになります。

一方、この1億円の保険金を10年の年金受取にした場合、最初の年金額1,000万円が当期の益金になり法人税等は大幅に下がります。翌年の株主総会で8,000万円の退職金支給が決議されたら残額の9,000万円(年金現価)を一括受取し、全額益金計上すれば8,000万円の退職金財源が確保できます。

つまり年金受取によって、決算年度末での益金の発生が1回分の年金額となりますので、ズレが発生してもそれによる税負担を最小限にすることが出来るのです。この方式は「年金支払特約(保険料はかかりません)」の付加によって出来ますので参考にされると良いでしょう。



セミナー講師
ビジネスコーチ
FP・DC(年金プランナー)
Office SHIMADU 代表

島津 悟 氏

視聴無料

セミナーは受けたいけど忙しくて時間が取れない方
継続的に社員研修ができるシステムがほしい方etcにぜひご覧いただきたい

インターネットセミナー

常時400タイトルのセミナーが視聴可能!!

ID:hj0901
パスワード:0011



長野法人会HPトップページの
下段にバナー(見出し画像)が
あります。

今月のオススメプログラムはこれ!

9割の企業が陥る 誤努力からの脱出 ~なぜ努力は報われないのか~

売上目標に向けて奮闘努力しても、方向を間違えると誤作動が生じて業績は上がりません。多くの企業が陥る努力の誤作動(誤努力)はなぜ起るのか。BtoBマーケティング専門の講師が誤努力してしまう原因と誤努力しないための経営戦略の立て方を解説します。

講師
中井 淳夫 氏
株式会社 創英 代表取締役



講師略歴／1962年神戸市生まれ。近畿大学農学部卒。スカウトされて転職した企業でマーケティングの仕事に就き、企業の営業研修から社内啓発、外部に向けた宣伝・広報を一貫して担当。現在はBtoB マーケティングを専門に、一部上場企業から零細企業までの多数の顧問先に対して、コストをかけなくても成果の上がるマーケティングを指導。



魂のゴルフ

たましい

成熟したゴルフは眞の豊かさをもたらす



長野国際カントリークラブ
(日成観光株式会社)

古木 惣一郎

第9回 罪深いスロープレー

ゴルフにおいて最も大きい問題のひとつに“スロープレー”があります。直後の組を苛立たせることはもちろん、後に続くすべての組のプレーを停滞させ、その貴重な時間を奪うからです。秋以降は後半の組が日没までにラウンドを終了出来なくなってしまうケースもあります。そこに思いが至れば、“スロープレー”がいかに罪深いかは、容易に理解出来るはずです。

そもそもゴルフ規則には『プレーヤーは適切なペースでプレーすべきである』と規定されております。その目安はハーフ2時間であり、一般的に2時間15分を越えると“スロープレー”と見なされます。

しかし、昨今のセルフ化の影響もあり、スロープレーの数が年々増えているのが実態です。ハーフ3時間以上という酷い例もあり、ゴルフ場運営自体に支障を来す事例も頻発する様になりました。

プロの世界は更に酷く、自分のプレーのための、確信犯的スロープレーがあるようです。ルールを司るR&Aが本年5月に『プレーペースにおけるマニュアル』

を発行したり、JLPGAが一打に要する時間を50秒以内と定めた事は、“スロープレー”的防止が世界的課題であることを証左といえましょう。

この“スロープレー”撲滅のために、真っ先に必要となるのは、ハーフ2時間以内にラウンドしよう、前の組との間隔を空けないように気を付けようという意識です。

しかし、意識だけでそれを実現するのは無理難題といえるでしょう。そこで、適切なペースでプレーする事のできる、“ラウンド能力”即ち、①(できるだけ)早歩き、②気配り・目配り、③手順・段取の3つのスキルを磨く事が求められます。

ゴルフの精神の大きな支柱に“思いやり”があります。周囲に迷惑を掛けないスマートなプレーが、ゴルファーとしての最低条件です。自分に有利になれば、他の人の迷惑を顧みない様なゴルファーは、たとえ世界のトッププロであろうと、フェアウェイを歩く資格はないと言えましょう。



BOOK ビジネス書ランキング 今月の売れ筋10冊

2016.10.1~10/31 平安堂全店 提供

1 住友銀行秘史

■國重惇史／著 講談社 1,800円

2 嫌われる勇気

■岸見一郎／著 ダイヤモンド社 1,500円

3 幸せになる勇気

■岸見一郎／著 ダイヤモンド社 1,500円

4 やり抜く力

■アンジェラ・ダックワース／著 ダイヤモンド社 1,600円

5 最強の働き方

■ムーガー・キム／著 東洋経済新報社 1,600円

6 身近な人が亡くなった後の手続のすべて

■児島明日美他／著 自由国民社 1,400円

7 自分を操る超集中力

■DaiGo／著 かんき出版 1,400円

8 おもてなし日和

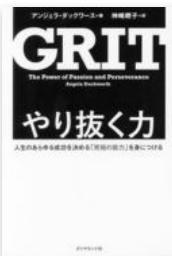
■高野登／著 サンクチュアリ出版 1,500円

9 なぜ、あなたの仕事は終わらないのか

■中島聰／著 文響社 1,380円

10 結局、「すぐやる人」がすべてを手に入れる

■藤由達蔵／著 青春出版社 1,300円



今月の
一冊

やり抜く力

アンジェラ・ダックワース著
ダイヤモンド社
1,600円(本体価格)

優秀な経営者、学者、オリンピック選手等一流と言われる成功者の共通点は、才能ではなく「GRIT」(やり抜く力)だった。誰でもどんな分野でも一流になれる最強・最速のやり方を紹介した一冊です。

■1月決算法人説明会 12月1日(木) 午後2:00~3:30 ホクト文化ホール 2F 小ホール 法人税申告における留意点を解説します。対象法人には長野税務署から案内が届きます。

事務局の掲示板



厚生委員会からの お知らせとお願ひ

厚生委員長 左右田 昭道



経営者大型総合保障制度ならびに付帯サービスのご案内と制度のご検討依頼をさせていただきます。

法人会では、経営者をお守りするために2つの支えを用意しております。

経営者に万が一の場合

経済的な損失を補填するための、経営者大型総合保障制度（会員専用）

経営者が重大な病気で働けなくなった場合

より良い治療で1日でも早く経営に復帰いただくための、医師紹介ネットワーク（全国規模）

医師紹介ネットワーク、「Doctor of Doctors Network（ドクター・オブ・ドクターズ・ネットワーク）」*では、「日本の医学界を代表する医師によるセカンドオピニオンの受診」と「優秀専門臨床医の紹介」を行っており、より良い医療を選択いただきやすくなります。

つきましては、経営者のリスク対策として、経済、医療の両側面から、経営者大型保障制度を推奨いたしますので、ご検討いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

*「Doctor of Doctors Network」は、経営者大型総合保障制度ならびに法人会個人保障プランご加入の被保険者向けサービスです。詳細は同封のパンフレットをご覧ください。

事業実施カレンダー 12月

1木 1月決算法人説明会
高山部会 経営実務研修会

2金

3土

4日

5月 広報委員会
青年部 正副部長会議

6火

7水 特定法部会 特別講演会

8木 信州新町部会 経営実務研修会
川中島部会 経営実務研修会

9金 七二会・信更・大岡部会合同 経営実務研修会

10日

11日

12月

13火

14水 経営相談室（法律相談）
須坂部会役員会

15木

16金

17日

18日

19月

20火

21水

22木

23金

24日

25日

26月

27火

28水

29木

30金

31日



編集後記

先日、福島県浪江町に行ってきました。福島第一原発から7km程の距離で、原発の煙突も遠くに見えています。人口2万人程のまちですが、町民のすべてが避難対象となり、現在も避難指示が継続しているそうです。放射線量は途中の山道では結構高かったが、市街地にある町役場では、ほとんど長野市と変わらないレベルでした。被災前の事業所（約千軒）は、すべてが一時営業を中止したが、現在は22事業所が町内で営業しています。

役場の方に、「私たちが出来ることはなんでしょうか?」と尋ねると、「浪江町のことを、ずっと覚えていてください。忘れないでください」と。

熊本など、多くの被災地がありますが、最近は報道でも取り上げられることが少なくなっています。決して忘れないことが私たちにできることのようです。



広報委員 青山 茂樹

情報アンテナ ビジネスインフォメーション



長野法人会管内企業の情報発信ページです(毎月4社ずつ掲載)。会員企業は掲載料無料です。

そのストレス、無視していたら 危険なことになります!

ストレスに特化した施術で、ストレスを退治!

当店は資格を持つ医療従事者による施術で、お客さまの痛みや悩みの根本的な原因を退治します。医療分野とリラクゼーションの中間の新しい分野のサロンです。

リラクゼーション

ボディケア、リフレクソロジー(足裏)、ボンバージュ(ふくらはぎ)、頭蓋骨セラピーなど、お好きなメニューが選べます。

トレーニング

(ワークアウト)

ダンベルひとつであらゆる筋肉を鍛えていきます。

マタニティケア

(妊娠初期～産前)

心身の健康を保つ、マタニティ専門の施術を行います。

今すぐ電話でご予約を! ☎ 0264-777-538



住所 長野市東和田 752-1 完全予約制 ネット予約可
定休日 水曜
営業時間 月～土 (水曜除く) 9:00～14:00・16:00～21:00 (L.O.19:00)
日曜・祝日 9:00～17:00 (L.O.15:00)

<http://salon-yutarela.wixsite.com/about>

消防設備士試験 準備講習

消防設備士試験を受験される方の事前講習

消防設備士試験実施日

- 平成29年1月29日(日) 松本市
- 平成29年2月5日(日) 長野市

類別	第1類／第4類／第6類
実施月日	平成28年12月20日(火)
申込期間	11月21日(月)～12月9日(金)
場所	JA長野県ビル(長野市)
受講料	10,000円(協会会員5,000円)



一般社団法人 長野県消防設備協会

〒380-8570 長野市大字南長野字幡下692-2 長野県庁東庁舎3階
TEL.026-234-3218 FAX.026-234-5119

おかげさまで1周年 どなたにも くつろいでいただける サロンです。

お客様一人ひとりに生涯携われる
サロンがコンセプト。
老人福祉施設への出張美容も
承っています。

特典
初回のお客さま
**全メニュー
10%OFF**



畠のキッズスペースも好評です!

美容室 十和

長野市上松 4-30-16
☎026-217-1065
営業時間/9:00～19:00【完全予約制】
定休日/月曜、第2・第4日曜



キャリー230ヤードの ビッグドライブを

開業
30
周年



72 扉北
ゴルフセンター

PGA公認ゴルフスクール 生徒募集!



72扉北 検索

冬季営業時間

【年中無休(年末を除く)】

- 平 日 9:00～22:00
- 土・日・祝 9:00～22:00 (12月は8:00～)

入場無料

- (4月～11月)
- 土・日・祝 7:00～9:00 (早朝サービスタイム)
- 平 日 16:00までに入場の女性

〒380-0941 長野市安茂里 8407-12 FAX 026-228-6825

TEL 026-228-8566

税務・税制（丸わかり）

あがたグローバル税理士法人
公認会計士

鮎澤 英之

特別償却の会計処理について

現在景気対策のため、例えば生産性向上設備を購入した場合など、通常の減価償却の限度額にプラスして減価償却費を損金算入できる特別償却が様々な資産で認められています。

この特別償却の処理は税務上、①減価償却費として費用処理する方法、②特別償却準備金繰入額として負債に計上する方法、③株主資本等変動計算書で剰余金として純資産の部に積立てる方法（剰余金処分方式）の3つの処理が認められています。それでは、この3つの処理が損益に与える影響を見てみましょう。

設例から明らかなように①と②の方法は初年度に特別償却費を費用計上するため、大幅な赤字と

なります。2年目以降も①は耐用年数前に償却が終了し、②では利益が大きく増加するのに対し、③の方法は耐用年数に渡って利益が一定になります。

減価償却とは、固定資産の取得価額をその使用する期間にわたって配分することにより、期間損益の計算を適正にすることを主たる目的とするものです。また、そのように一定のルールに従って毎期計画的、規則的に減価償却を実施することを正規の減価償却と言います。このため、特別償却を費用処理した場合、期間損益が適正に表示されなくなります。特別償却による税務メリットを享受しながら、正しい期間損益を算定するためには、剰余金処分方式で会計処理する必要があります。

<設 例>

取得価額500、
耐用年数5年、
定額法、特別償却
150の資産を
取得した場合

- 売上は毎期120とする
- 特別償却準備金は積立てた翌年から5年間で均等額を取り崩すものとする

① 特別償却を減価償却費で処理した場合

損益計算書	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
売上	120	120	120	120	120
減価償却費	△ 250	△ 100	△ 100	△ 50	
当期純利益	△ 130	20	20	70	120

② 特別償却を特別償却準備金繰入額で処理した場合

損益計算書	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
売上	120	120	120	120	120
減価償却費	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100
特別償却準備金繰入額	△ 150				
特別償却準備金戻入益		30	30	30	30
当期純利益	△ 130	50	50	50	50

③ 特別償却を剰余金処分方式で処理した場合

損益計算書	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
売上	120	120	120	120	120
減価償却費	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100
当期純利益	20	20	20	20	20

税務・税制（丸わかり）



作成 関東信越税理士会長野支部所属

金井秀夫 山浦 修 藤澤義章
平井幸光 渡邊隆行

(長野法人会 事務局 TEL026-227-0011)

教えて！税理士さん 20

今回はマイナンバー（個人番号）に関する質問のようですが・・・

社長） 今年もいよいよ年末調整の時期になったけど、…昨年同様、扶養控除等申告書の用紙に、本人や扶養家族などのマイナンバーを、また書いてもらうんですか？

税理士） 原則としてはそうなんです。しかし、会社側が、従業員本人やその扶養家族などのマイナンバー等を記載した一定の帳簿を備えている場合には、今年提出してもらう扶養控除等申告書に、マイナンバーの記載はいらないこととされました。

社長） 一定の帳簿って、何を記載するの？

税理士） 国税庁のHPでは、扶養控除等申告書に記載されるべき本人や扶養家族の氏名、住所及びマイナンバー等となっています。

私見ですが、要するにH28年分の扶養控除等申告書を一定の帳簿と看做して保管していればOKだと思います。

社長） うちは、H28年分の扶養控除等申告書を、纏めて「特定個人情報の綴り」として厳重に保管してあるからOKだよね？

税理士） そうですね。ただし、昨年の扶養控除等申告書と内容が変わった人には、変更内容をきちんと記載してもらって下さいね。

社長） わかりました。これでマイナンバーのことは大丈夫だよね？

税理士） いやいや、マイナンバーは、従業員だけじゃなく、例えば会社が支払っている家賃や地代の支払先が個人であれば、その方のマイナンバーも年内位には、把握する必要があるんですよ。

社長） うちの会社の事務所はAさんから借りてるんで、家賃はAさんに支払ってるんだけど、…つまり、Aさんのマイナンバーを聞けってことですか？

税理士） そうなんですよ！ 法定調書を作成するために必要なんです。

社長） え～！ どうやって聞いたらしいの？

税理士） H28年に支払った家賃は、支払を受ける者のマイナンバーを記載した法定調書を作成して、来年1月末までに税務署へ提出することが義務付けられているので教えてほしい旨を伝え、通知カードのコピーと、運転免許証などのコピーを提供してもらって下さい。また、個人番号カードがあれば、そのコピーだけでもOKですよ。

社長） わかりました、何とかやってみます。

（今回のポイント）

H28年分の扶養控除等申告書から、本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等のマイナンバーを記載してもらう必要がありますが、H29年1月1日以後に支払いを受けるべき給与等に係る扶養控除等申告書については、給与支払者が従業員等のマイナンバー等を記載した一定の帳簿を備えている場合には、その帳簿に記載されている方のマイナンバーの記載を要しないものとされました。

（国税庁HP「源泉所得税関係に関するFAQ」参照）

法人が家賃など支払っている場合には、税務署へ法定調書（「不動産の使用料等の支払調書」）の作成・提出を義務付けられており、H28年分の法定調書（H29年1月末提出）から、支払を受ける者のマイナンバーの記載が必要となりますので、支払者である法人等は、これを把握する必要があります。

法定調書の作成が義務付けられていることから、マイナンバーの提供を求めるることは、法律上正当な行為であることを十分説明したうえで、支払を受ける者のマイナンバーが正しい番号であるかの確認（番号確認）と、その者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）のために、具体的には、原則として次のようなものの写しの提供をうける方法で、確認することになります。

- ①「個人番号カード」による、番号確認と身元確認
- ②「通知カード」（番号確認）と「運転免許証など」（身元確認）
- ③「個人番号が記載された住民票」（番号確認）と「運転免許証など」（身元確認）

（国税庁HP「本人確認に関するFAQ」など参照）